

特定事業場の管理運営に関する基準

第1 趣旨

この基準は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。）第19条第1項の許可を受けた特定事業の適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準で使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

第3 特定事業場の管理運営基準

1 囲い等

- (1) 特定事業区域の周囲には囲いを設けるなどし、みだりに第三者が立ち入るのを防止することができるよう努めること。
- (2) 囲い及び門扉を設置した場合は、定期的に点検し破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後又は作業員が不在のときは、出入口を封鎖、施錠するなど廃棄物の不法投棄等の防止に努めること。

2 標識等

- (1) 条例第31条の規定に基づく標識の掲示及び特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界の表示は、常に見やすい状態にしておくとともに、標識に記載すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 標識等が破損した場合は、直ちに補修すること。

3 搬入及び作業時間

- (1) 搬入及び作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。
- (2) 搬入及び作業時間については、展開検査に要する時間を考慮して設定すること。

4 適正な土砂等の搬入

- (1) 土壌基準に適合した土砂等以外の物が搬入されないよう、発生元事業者及び運搬事業者との連絡体制を確立すること。
- (2) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること。
- (3) 土砂等管理簿等により数量等を確認すること。
- (4) 展開検査が終了するまで当該土砂等を搬入した運搬車両は場内に待機すること。
- (5) 土砂等への廃棄物の混入が認められた場合は直ちに事業者に戻還すること。

5 濁水等の流出防止

- (1) 特定事業場の施設と接続する特定事業場以外の地域の用排水路等及び特定事業により設置した排水溝その他の施設（以下「排水溝等」という。）については、上下流に対する安全を確保するため定期的に点検すること。
- (2) 排水溝等の機能を維持するため、土砂などが堆積した場合はすみやかな除去その他必要な措置を講ずること。

6 騒音、振動及び粉じんの防止

土砂等の運搬車両、埋立て等作業用の重機等の運行に伴う騒音、振動及び粉じんの発生により周辺の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。

7 付属施設

洗車設備等その他特定事業に必要な施設については、定期的に点検し土砂等が堆積するなどその施設の機能が低下した場合はすみやかに対策を講ずること。

8 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
- (2) 消防用設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

9 搬入道路

- (1) 搬入道路及び出入口付近（以下「搬入道路等」という。）には、必要に応じ誘導員又は交通整理員を配置し安全の確保を図ること。
- (2) 運搬車両に付着した土砂等により搬入道路等を汚さないよう洗車等に心掛けること。
- (3) 搬入道路等を汚した場合は速やかに清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

10 埋立て等の施工基準

(1) 埋立て等の方法

- ア 傾斜地盤上に埋立て等を行う場合には、埋立て等に使用された土砂等の滑動及び沈下が生じないように段切りその他の措置を講ずること。
- イ 搬入した土砂等は直ちに埋め立てること。
- ウ 薄層で丁寧な敷均しを行い均一でよく締まった埋立て等を築造すること。なお、1回の敷均し厚さ締固め回数はあらかじめ決定し施工すること。なお、締固め回数の決定は現場密度試験を行い最大乾燥密度の90%以上となる転圧回数とすること。
- エ 一度埋め立てた土砂等は、特別な事情がある場合を除き掘り返さないこと。また、原則として急速な埋立て等は避け十分な圧密期間を取るようにすること。
- オ 水が溜まった状態で埋立て等を行わないこと。

(2) 法面保護

- ア 特定事業施工に伴って生じる法面が、風化及び浸食等により不安定化するのを抑制するために必要な措置を講ずること。
- イ 法面保護工は、法面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し工法を選定すること。

11 管理体制

- (1) 特定事業場の適正な管理運営及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた作業マニュアルを策定し作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 特定事業を管理及び監督する事務所には帳簿、書類、図面等を備えておくこと。
- (3) 特定事業場に設置した擁壁等の構造物は定期的に点検すること。特に地震、台風及び集中豪雨等の直後には必ず巡回監視等を実施し、擁壁等の損壊、あるいは損壊のおそれがないか確認すること。
- (4) 事業完了後に特定事業計画概要書の開発目的（跡地利用）に変更がある場合は該当する施設の水利計算、構造計算の精査を行うこととし、土地の所有者および権利者に説明を行い了解を得ること。

12 大規模災害への対策

事業者は地震、台風及び集中豪雨等による大規模な災害の発生を想定し、次の事項を記載した対応マニュアルを作成して作業従事者に周知徹底すること。

- ア 緊急時の連絡体制
- イ 初動体制
- ウ 二次災害防止のための措置の方法
- エ その他必要な事項

13 事故発生時の対応

- (1) 土砂等が崩落し、飛散し若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合等の異常な事態が生じたときは、直ちに搬入を停止し流出した土砂等の回収、施設の修繕その他の生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の必要な措置を講ずること。
- (2) 上記及びその他の事故等が発生した場合は、すみやかに生活環境の保全上又は生活の安全の確保上の必要な措置を講ずるとともに、施設を管轄する保健所等関係機関に連絡すること。